

第2類 議会・監査

○名寄地区衛生施設事務組合議会定例会条例

〔 昭和39年2月28日
条 例 第 1 号 〕

改正 昭和45年2月23日 条例第3号 昭和58年4月1日 条例第1号

名寄地区衛生施設事務組合議会の定例会は、年2回とする。

附 則 (昭和39年2月28日 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年2月23日 条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日 条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

